

逢井地区老朽建物の略式代執行の開始宣言について

所有者不確知である当該廃旅館は、老朽化が著しく、これまでに外壁材等の落下で周辺に多大な被害を与えてきました。さらに、地区唯一の主要市道沿いにあるため、倒壊や建築資材等の落下により、避難経路の閉塞や救助・復旧活動に多大な支障を来すおそれがあります。

このまま放置すると、さらに多くの被害が生じるおそれがあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第10項に基づき略式代執行を実施します。

なお、略式代執行を実施するにあたり、次のとおり開始宣言を行います。

1 実施日時・場所等

令和6年7月16日(火曜) 午前10時00分から (※雨天決行)

有田市宮崎町1302番地(※別紙位置図参照)

※当日の作業は仮囲いの設置を予定しています。(重機等による解体は行いません。)

2 宣言者

有田市経済建設部長

3 建築物の概要

- (1) 用 途 旅館
- (2) 構 造 鉄骨造6階建て
- (3) 規 模 延床面積 968.31㎡
- (4) 附属建物 物置(コンクリートブロック造平屋建て)
延床面積 9.05㎡

4 作業期間

令和6年7月16日から令和6年12月末までの約5か月を予定
(工事の状況により、期間が変更となる場合があります。)

○注意事項

- ・略式代執行を実施する敷地内への立ち入りはできません。
- ・前面道路は通行止め等の規制は行いませんので、通行の際はご注意ください。
- ・駐車台数には限りがございますのでご注意ください。

----- この件に関するお問い合わせ先 -----

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50
有田市役所都市整備課
担当:川原・上野山
TEL:0737-22-3619 FAX:0737-82-6968
Email:tosiseibi@city.arida.lg.jp

○位置図



※駐車台数には限りがございますのでご注意ください。

○写真

